

教育委員会事務局等に定年延長後の職を設置することに伴う 関係規則の一部改正について

1 改正の理由

教育委員会事務局等職員の定年延長後の職を設置するため、所要の改正を行うもの。

2 改正を行う規則

- (1) 県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和 39 年宮崎県教育委員会規則第 9 号）
- (2) 県立図書館管理規則（昭和 63 年宮崎県教育委員会規則第 3 号）
- (3) 県立美術館管理規則（平成 7 年宮崎県教育委員会規則第 2 号）
- (4) 宮崎県総合博物館管理運営規則（昭和 46 年宮崎県教育委員会規則第 4 号）
- (5) 県立西都原考古博物館管理規則（平成 15 年宮崎県教育委員会規則第 15 号）
- (6) 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則（平成 8 年宮崎県教育委員会規則第 5 号）

3 改正の内容

61歳以降定年年度までの職として、専任主幹、専任副主幹、専任主査、専任主事、専任技師を設置する。

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 県教育庁職員の職の設置に関する規則(昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
第4条 [略]	第4条 [略]														
② 前項に規定する職のほか、課(室)、教育事務所及びネポーツ指導センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。															
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="168 917 349 971">職</th><th data-bbox="349 917 1030 971">職務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="168 971 349 1086">専門主事</td><td data-bbox="349 971 1030 1086">上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</td></tr><tr><td data-bbox="168 1086 349 1201">専門技師</td><td data-bbox="349 1086 1030 1201">上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</td></tr><tr><td data-bbox="168 1201 349 1256">主任主事</td><td data-bbox="349 1201 1030 1256">上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</td></tr><tr><td data-bbox="168 1256 349 1310">主事</td><td data-bbox="349 1256 1030 1310">上司の命を受けて、事務に従事する。</td></tr><tr><td data-bbox="168 1310 349 1364">主任技師</td><td data-bbox="349 1310 1030 1364">上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。</td></tr><tr><td data-bbox="168 1364 349 1418">技師</td><td data-bbox="349 1364 1030 1418">上司の命を受けて、技術に従事する。</td></tr></tbody></table>	職	職務	専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。	主事	上司の命を受けて、事務に従事する。	主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。	技師	上司の命を受けて、技術に従事する。	
職	職務														
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。														
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。														
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。														
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。														
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。														
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。														
③ 第1項の表に規定する課長補佐は、必要に応じ、2人以上置く	② 前項の表に規定する課長補佐は、必要に応じ、2人以上置く														

ことができる。この場合の各課長補佐の職務担当区分は、1人を
統括とし、他を業務担当とする。

ことができる。この場合の各課長補佐の職務担当区分は、1人を統
括とし、他を業務担当とする。

3 第1項に規定する職のほか、課〔室〕、教育事務所及びネポ
ツ指導センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は
、同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必 要とする複雑な事務に従事する。
専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必 要とする複雑な技術に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

4 第1項及び前項に規定する職のほか、課〔室〕、教育事務所及
びネポツ指導センターに、必要に応じ、専門主事及び専門技師
を置く。

5 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要と
する事務に従事する。

6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要と
する技術に従事する。

第5条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる組織に
、必要に応じ、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右

第5条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる組織に
、必要に応じ、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右

欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
[略]		
課(室) 教 育事務所	副参事補	[略]
スポーツ指 導センター		
	[略]	
	専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする課(室)、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。
	副主幹	[略]
	[略]	

欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
[略]		
課(室)	副参事補	[略]
教育事務所	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課(室)、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。
スポーツ指 導センター		
	[略]	
	専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は課(室)、教育事務所若しくはスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。
	副主幹	[略]
	専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
	[略]	

2 前条及び前項に規定する職のほか、課(室)、教育事務所及びスポーツ指導センターに、必要に応じ、専門主幹を置く。

3 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とす

る課〔室〕、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。

(県立図書館管理規則の一部改正)

第2条 県立図書館管理規則(昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(職及び職務)		(職及び職務)	
第8条 図書館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		第8条 図書館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職	職務	職	職務
[略]		[略]	
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。
[略]		[略]	
2 前項に規定する職のほか、図書館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		2 前項に規定する職のほか、図書館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職	職務	職	職務
		専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。
主幹	[略]	主幹	[略]

専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。	専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は図書館の特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]	副主幹	[略]
[略]		専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
[略]		[略]	
		3	前2項に規定する職のほか、図書館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。
		4	専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。
		5	専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
		6	専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。

(県立美術館管理規則の一部改正)

第3条 県立美術館管理規則(平成7年宮崎県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
(職及び職務)	(職及び職務)				
第4条 美術館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	第4条 美術館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。				
<table border="1"> <tr> <td>職</td> <td>職務</td> </tr> </table>	職	職務	<table border="1"> <tr> <td>職</td> <td>職務</td> </tr> </table>	職	職務
職	職務				
職	職務				

[略]	
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
[略]	
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
[略]	

[略]	
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
[略]	
専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。
[略]	

2 前項に規定する職のほか、美術館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する職のほか、美術館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
副参事	[略]
[略]	
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。
[略]	
副主幹	[略]
[略]	

職	職務
[略]	
副参事	[略]
[略]	
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。
[略]	
専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は美術館の特定の事務を掌理する。
[略]	
副主幹	[略]
[略]	
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
[略]	

	3	前2項に規定する職のほか、美術館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。	
	4	専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。	
	5	専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	
	6	専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	
3	[略]	7	[略]

(宮崎県総合博物館管理運営規則の一部改正)

第4条 宮崎県総合博物館管理運営規則(昭和46年宮崎県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(職の設置)		(職の設置)	
第5条 総合博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		第5条 総合博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職	職務	職	職務
[略]		[略]	
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
[略]		[略]	
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。

[略]	
2・3	[略]
4 第1項に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職	職務
参事	[略]
[略]	
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]
[略]	
5 第1項及び前項に規定する職のほか、総合博物館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。	
6 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。	
7 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	
8 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要と	

[略]	
2・3	[略]
4 第1項に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職	職務
参事	[略]
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。
[略]	
専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は総合博物館の特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
[略]	
5 第1項及び前項に規定する職のほか、総合博物館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。	
6 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。	
7 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	
8 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要と	

する技術に従事する。

5 [略]

9 [略]

(県立西都原考古博物館管理規則の一部改正)

第5条 県立西都原考古博物館管理規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

(職及び職務)

(職及び職務)

第3条 西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

第3条 西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
[略]	
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
[略]	

職	職務
[略]	
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
[略]	
専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。
[略]	

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
副参事	[略]

職	職務
[略]	
副参事	[略]

改正前		改正後	
(職及び職務)		(職及び職務)	
第5条 埋蔵文化財センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、		第5条 埋蔵文化財センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、	
その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職	職務	職	職務
[略]		[略]	
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
[略]		[略]	
2・3	[略]	2・3	[略]
4 第1項に規定する職のほか、埋蔵文化財センターに、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		4 第1項に規定する職のほか、埋蔵文化財センターに、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職	職務	職	職務
副参事	[略]	副参事	[略]
[略]		専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。
[略]		[略]	
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。	専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。

副主幹	[略]	副主幹	[略]
		専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
[略]		[略]	
		5	第1項及び前項に規定する職のほか、埋蔵文化財センターに、必要に応じ、専門主幹及び専門主事を置く。
		6	専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。
		7	専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。